

岡垣町医療的ケア児在宅レスパイト事業のご案内

医療的ケア児の看護や介護を担う家族の負担を軽減することを目的に、指定訪問看護ステーションを利用する家族に対し、レスパイト利用に係る費用の一部を助成します。

【対象】

次の全てに該当する児童を看護する保護者

- ・ 岡垣町に住民登録があり、在宅で同居の家族等の看護・介護を受けて生活している
- ・ 0 歳から 18 歳（18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日まで）
- ・ 医師の訪問看護指示書による医療的ケアを必要としている
- ・ 医療保険制度の訪問看護を利用し、医療的ケアを受けている

【利用できるケース】

体調不良のため、医療的ケア児の世話ができない。

家の用事や他の子の学校行事で外出しなければならない 等。

【利用時間について】

- ・ 4 月 1 日から 3 月 31 日までの間で、48 時間までご利用いただけます。
 - ・ 1 回の利用時間に制限はありませんが、1 時間単位でのご利用となります。
- 例）1 時間 45 分利用した場合、事業の対象となるのは 1 時間となります。

【利用者負担】

1 時間あたり 7,500 円までは利用者負担がかかりません。

※7,500 円を超える部分は訪問看護ステーションにお支払いください。

【その他】

- ・ 状況に応じて、他のサービスが優先される場合があります。
- ・ 安全にサービスを提供するため、利用できる事業所は現在医療的ケア児本人に訪問看護を提供している事業所のみとなります。

【利用の流れ】

①利用申請

医療保険で利用中の訪問看護ステーションを通じて、以下の書類を提出します。

○医療的ケア児等在宅レスパイト事業利用申請書

○医療的なケアを受けていることの証明となる書類（医師の指示書の写し等）

○障害者手帳の写し（ある人のみ）

②利用決定

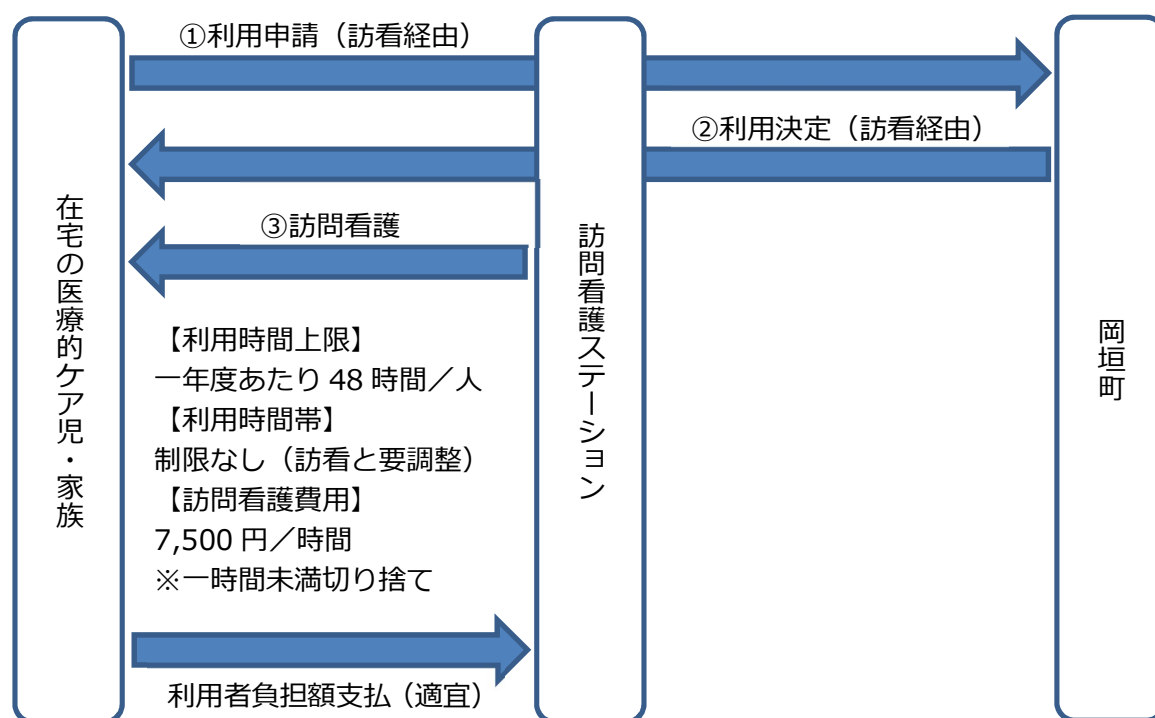
町から利用者に対して、訪問看護ステーションを通じて事業利用決定通知書を送付します。

③訪問看護利用

利用者は訪問看護ステーションと利用日時を調整し、訪問看護を利用します。

※ 1 年度あたり 48 時間利用できます。

※利用者負担が生じる場合は、利用者が訪問看護ステーションに支払います。



【問い合わせ先】

岡垣町福祉課障がい者支援係

電話：093-282-1211